

公益社団法人 茨城県作業療法士会
令和2年度 第2回 常任理事会議事録

令和2年9月7日19時10分、Web会議ツールZoomによるWeb会議において、理事10名出席の下、常任理事会を開催し、下記議案に付き全員一致をもって可決確定の上、22時00分散会した。

日時：令和2年9月7日（月） 19：10～22：00

場所：インターネット会議システム ZOOM を使用し、Web 会議形式で実施。

出席：（理事）大場、寺門、小森、山倉、笥、細田、大内、荒井、武士、新堀
（総務部）松本、大関

書記：松本、大関、荒井（総務部）

【 I 審議事項】

1. 災害時の安否確認フローについて（災害対策委員会 寺門委員長） →一部修正の上承認

<審議概要>

- ・ 昨年の OT 協会災害シミュレーション訓練の結果を踏まえて茨城県作業療法士会の安否確認フロー Ver4.0 を作成した。
- ・ 発災時の流れを全体的にシンプルにし、極力関わる人を最小限にしてスピーディに対応できるように変更した。
- ・ OT 協会からの安否確認メールに対して、災害対策委員会が中心となり、メルマガの配信、HP への被災状況確認シートのアップを行う。会員からの確認シートを事務局が集約して災害対策委員会に報告する流れとした。
- ・ 被災状況確認シートについて、職場もしくは責任者の緊急連絡先を追加。また、被災した施設・会員個人へのサポートの必要性があるかの記載項目を追加した。
- ・ HP は関部長が担当しているが、メルマガは山倉理事の管理となっているため連携を図っていく必要がある。
- ・ 被災状況の確認がメルマガで集約出来ない施設に対して、災害発生時は医療圏担当者を通じて連絡をしていた。トライアルだけであれば全施設から返事が来なくても良いが、実際の災害時には全施設からの集約をどのようにするか。

<審議結果>

- ・ 安否確認の流れは問題なし。
- ・ メルマガの管理は引き続き山倉理事が行う。発災時のメルマガの配信については、関部長に送信していただいて問題はない。
- ・ 災害対策委員会の役割は会員の安否確認、有事の際に当士会がどう動くかが目的のため、災害シミュレーション訓練は会員に当士会で災害時にこのような活動を行っているという事を周知する意味合いが大きい。県士会員が被災した際にこのような組織があると把握できることが大切なのではないか。
- ・ 被災状況確認シートへ追加した緊急連絡先（職場 or 代表者）に記載するのは、メール・FAX・電話番号のどれか。もしくは明確にせず手段を書いてもらうか。有事の際にどのような情報が欲しいのか検討する。
- ・ 施設勤務会員の被災状況確認の家族の被災の項目について、「一親等までの」の文言は削除し家族（同居家族）の被災へ変更。
- ・ 茨城 JRAT や被災地および対策本部との関りについて、当士会として対策本部と直接関わることはおそくない。単独で動くとは混乱するため JRAT を通して動くことになると思われる。
- ・ 茨城 JRAT のフェーズについては再度検討。

2. 地域で活動する OT の意見交換会の開催について（イキイキ地域づくり事業部長 新堀理事）

→一部修正の上承認

<審議概要>

- ・ 当事業部では研修会を通じた会員同士の情報交換を実施し、他地域の活動内容を得る機会を提供して

いたが、コロナの影響によりほとんどの市町村で地域ケア会議や総合事業、高齢者クラブ等が中止や延期となってしまう。

- ・地域で活動する OT の意見交換会を Zoom を用いて定期的に開催できないか検討したい。

<審議結果>

- ・意見交換会になってしまうと参加に対して敷居が高くなってしまわないか。意見を持ってないと参加してはいけないのかと感じる会員もいるのではないか。
- ・オープニングレクチャーで課題提起してあげると参加しやすくなるのではないか。住民の通いの場や地域ケア会議にはどうやって参加するのか等、概要をレクチャーする研修会と設定し参加のきっかけづくりにするのはどうか。
- ・年 4 回あるため各回テーマを設定してはどうか。また、本年度は 2~3 回でもできる範囲で行ってはどうか。
- ・地域の実情の把握、事例の取り組みなど話し合われた内容の一部を HP に掲載し、参加できなかった会員への情報拡散を行ってはどうか。

3. 今年度の市民公開講座 開催の可否について

(市民公開講座運営部長 西村理事・細田地域貢献局長代理)

→一部承認の上承認

<審議概要>

- ・新型コロナ感染拡大防止の観点から、三密を避けるためオンラインでの開催とする。
- ・今年度の市民公開講座は精神障害領域で、講師として一般社団法人 bridge の山口理貴氏 (OT)、事例紹介で須藤智宏氏 (OT) をお招きする予定。
- ・県士会員に対しては定員 100 名とし Zoom によるオンライン配信、一般市民に対しては定員を無制限とし後日 YouTube による動画配信の予定。
- ・一般市民への YouTube による動作配信について期間はどのくらい配信するか。また参加方法を事前申し込み制、無制限配信のどちらにするか。
- ・謝金について講師 2 人への支払いをどうするか。
- ・オンラインであれば移動時間が必要ない為、10:00 ごろから開催すると参加する側の利便性が良いのではないか。

<審議結果>

- ・YouTube の配信期間・公開方法については講師の意向を確認。
- ・謝金については講義時間、経験年数によって異なるため謝金規定に準じてお支払いする。
- ・開催時間 (14:00~16:00) について再度検討。

4. 研修会受取会費の確認、講師謝金振込までの連携について (財務部 武士理事)

→承認

<審議概要>

- ・研修会の銀行口座をネットバンクで管理していることについて情報共有。月次研修会の銀行口座の確認を行っているが、何点か調整が必要な点があった。
- ・源泉所得税集計表に講師謝金・講師住所を記載し、提出いただくと大変わかりやすい。
- ・研修会の会費の振込名前が研修会名と名前を入れると切れてしまうことがあった。
- ・講師謝金の振り込み先について Excel で記入して財務部で保管。1 年を目安で破棄している。しかし、個人情報に関してメールで行いたくない方に対しての対応をどのようにすればいいか。財務部としては講師の住所の記載も必要になるため検討したい。
- ・今回は研修の参加人数が少なかったため、名簿から照合して合わせることができたが、参加者が多い研修に関しては確認できないことも予想される。
- ・研修会名を振込名に入れるのは難しい。研修の申し込みがあった方に ID を送るのはどうだろうか。参加人数が多いとかなりの手間になることが予想される
- ・研修名が入っていないと金額等の手違いやどの研修に参加を希望しているかわからなくなってしまうことが考えられる。
- ・申し込みがあっても支払いされていない事もあるため、オンライン決済や電子マネーもいいのではないか。県士会では LINE ペイや楽天銀行の振り込みが可能だが、手数料がかかる。

<審議結果>

- ・研修会を文字などでナンバリング、振込時も研修番号・OT 番号・名前でお支払いしてもらうようにする。

- ・講師謝金の個人情報についてはメールや郵送、現金書留など手間はかかるが柔軟に対応する。
- ・次年度に向けて電子マネーなど財務の利便性を考え LINE ペイなどの使用も検討していく。

5. 令和3年度以降の各部局事業費について (財務部長 武士理事) →継続審議

<審議概要>

- ・新型コロナの影響で遊休財産は前年度と比べると300万円ほど遊休財産が増える。前年度とプラスすると600~700万円になってしまう。
- ・公益目的事業としては予算が大きいため、今後、有意義に遊休財産を使用できるよう新規事業や無料での研修費の開催などを検討していく必要がある。
- ・県に次年度以降の事業支出に関するロードマップの提出が必要なため、来年度以降の各部局、委員会における事業費の見直しを行っていく。
- ・研修会の会費を無料にする案も出たが、研修費は本来受講生から算出するのが良いという考えで見送られた。
- ・これまでの経費の見直しを行い、研修会費の減り方を見ながら会費を時限的に値下げしても良いのではないか。
- ・遊休財産は400万円程度あれば良い。

<審議結果>

- ・各委員会でも必要な予算の見直しを行うため、意見を集約する。
- ・過去の経費の見直しを行い、次年度以降のロードマップを作成する。
- ・今年度の遊休財産と来年度の予算編成に伴い会計社とも話し合い会費削減の検討を行う。
- ・会費削減にあたっては、臨時の理事会で容認を得た上で進めていく。

6. らくらく連絡網の運用について (広報局長 山倉理事) →継続審議

<審議概要>

- ・らくらく連絡網への登録が192件あるが、メールアドレス変更後の放置やドメイン指定の問題等で配信エラーがあるため実際送れるアドレスは150件程度である。件数でいうとホームページの閲覧数と変わらない。
- ・らくらく連絡網は個人への連絡、メルマガは施設への連絡と全く用途が違うが、らくらく連絡網の利用目的はかなり薄くなっている。
- ・メルマガが浸透してきているため、これまでよりも情報が伝わりやすくなっている。
- ・メルマガは一斉送信のため、賛助会員にも送っている。また、施設ごとに情報を送っているため県士会未加入者にも情報が送れてしまう。
- ・らくらく連絡網を中止した場合、個人宛に情報を送る連絡手段がなくなってしまうためLINEなど検討したほうが良いか。
- ・HP上の会員専用ページのパスワードどのように知らせるかも課題となる。情報をメールで送るかSNSで送るか、企業向けだとチャットワークなどあり、全体にも個人にも送ることができ登録方法やセキュリティもある程度しっかりしている。

<審議結果>

- ・らくらく連絡網は中止とする。個人への連絡方法についてはLINEが良いか企業向けのチャットワークなどを検討していく。

7. Zoomの研修会での利用について (荒井総務部長) →承認

<審議概要>

- ・前回の常任理事会にて、Zoomの使用に関して当士会の作業療法士が所属している団体には使用許可を出す、ライセンスとIDは他団体に開示しないようにする事とした。
- ・セキュリティの関係もあり使用者について再確認をする。

<審議結果>

- ・会員が所属している団体となるとセキュリティの管理が難しくなるため、理事のみの使用とする。
- ・ID・PWは適時変更していく。

8. 司法書士への業務依頼について（荒井法人対策委員長）

→継続審議

<審議概要>

- ・第1回常任理事会にて、代議員制度の導入に伴う定款変更もあり司法書士への業務依頼が承認された。依頼先も含め再度審議したい。
- ・水戸市内の2か所の司法書士事務所へ問い合わせをし、代議員制度導入についてのアドバイスなどもいただいたので併せて審議をしたい。

<審議結果>

- ・代議員制度の導入にはメリット・デメリットがある。現在代議員制度の規程を作成しているためそちらを下に、一度司法書士事務所と相談し導入について検討していく。
- ・代議員制度の導入にあたっては、定款や規程に法律上の問題が無いか司法書士へ業務依頼をした際に確認をしていく。

9. 代議員制度について（荒井法人対策委員長）

→継続審議

<審議概要>

- ・代議員制度導入にあたり、定款・定款施行細則・代議員選出規程・またそれに伴う様式の作成を行っている。前回常任理事会での意見を下に修正したので確認をしたい。

<審議結果>

①定款の記載について

- ・理事及び監事の選定方法について、「本法人の理事及び監事の選定は、総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。」となっているが、代議員制度の導入にあたっては社員の議決によって行う事と変更する。

②代議員選出規程の記載について

- ・「代議員補欠選挙の実施」について、社員総会30日以内辞任の場合はどうするか、欠員も半数以上出た場合は行うなどの文言ではどうか等、法律上の問題が無いかも含め司法書士へ依頼した際に確認していく。
- ・宣伝文の提出について、立候補者が多く選挙となった場合は実施する。書式は選挙管理委員と相談し作成する。

③社員総会運営規定について

- ・社員総会の招集の通知について会長は、議案の内容を理事会の承認後速やかに本会のホームページ上で公表する。
- ・正会員は、公表された議案の内容について理事会に質問することができ、社員総会の開催日の1週間前まで電磁的な方法で受け付けることとする。理事会は、正会員からの質問に対し社員総会にて回答し、議事録に記載し速やかに本会のホームページ上で公表することとする。
- ・社員以外の正会員及び賛助会員並びに名誉会員は、社員総会の傍聴ができる。参加者へ社員総会運営の手引が必要であれば作成する。

【Ⅱ 報告・連絡事項】

1. 令和2年第1回茨城県高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会（寺門理事）

- ・令和3年度以降の高次脳機能障害支援センターの役割として県内の高次脳機能障害の支援体制を再度協議した。
- ・高次脳機能障害支援センターの役割は大きな変化はなし。現在、地域支援拠点機関は志村大宮病院と筑波記念病院の2拠点がモデル事業で行っている。今後は県北・県央・県西・鹿行の各地域に拠点機関を作れないか検討。
- ・現在協力病院が令和2年8月1日時点で27病院。今後徐々に増やしていく予定。
- ・医療機関だけに限定せず、当事者や相談支援事業所、教育・就労支援機関、障害福祉サービス等と連携しながら医療と福祉の連携体制を構築していく。
- ・来年度以降に再度茨城県高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会を実施予定。そこでさらに具体的な次年度の体制を構築していく。
- ・令和3年度以降、今回の体制で施行予定。

2. 新規賛助会員について（小森事務局長）

- ・株式会社 gene 様より賛助会員の申し込みをいただいた。理事・監事へメールにて承認の決議をいただいた。

3. その他

次回常任理事会は11月8日予定だが、審議事項が多い場合は日程を前倒しして実施する事も検討。

以上